

第**181**期 報告書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)



北越コーポレーション株式会社

証券コード：3865

グループ企業理念

私たちは人間本位の企業として、自然との共生のもと技術を高め
最高のものづくりによって、世界の人々の豊かな暮らしに貢献します。

グループ行動規範

1. 私たちは、法令等を遵守し、社会規範に沿った責任ある行動をとります。
2. 私たちは、環境保全に努め、社会・地域との共生を図ります。
3. 私たちは、人権を尊重し、安全で衛生的な働きやすい職場環境の確保に努めます。
4. 私たちは、誠実かつ公正な事業活動と適切な情報開示を行います。
5. 私たちは、会社の資産及び情報を適切に管理します。

目次

株主の皆様へ	1	■個別計算書類	40
■事業報告	2	貸借対照表	40
1 企業集団の現況に関する事項	2	損益計算書	41
2 会社の株式に関する重要な事項	12	株主資本等変動計算書	42
3 会社の新株予約権等に関する事項	13	個別注記表	44
4 会社役員に関する事項	14	■監査報告書	52
5 会計監査人の状況	16	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	52
6 業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況の概要	17	会計監査人の監査報告書 謄本	53
7 株式会社の支配に関する基本方針	22	監査役会の監査報告書 謄本	54
■連結計算書類	25	■株主メモ	
連結貸借対照表	25		
連結損益計算書	26		
連結株主資本等変動計算書	27		
連結注記表	30		



株主の皆様へ

「V-DRIVE」の完遂による、更なる企業価値の向上を目指します。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当期における我が国経済は、概ね安定した景気回復基調が底堅く推移しましたが、国内紙パルプ産業につきましては、情報メディアの電子化による印刷・情報用紙の需要減少、物流経費や原燃料価格の高騰、社会構造の変化等の影響により、一段と厳しい事業環境になってきております。

このような事業環境の中、当社グループは、2020年を目標とする長期経営ビジョン「Vision 2020」で定めた「連結売上高3,000億円以上」の実現を目指し、中期経営計画「V-DRIVE」で掲げた目標達成に向けて、経営戦略を着実に実行してまいりました。また昨年、株主様のご賛同をいただき「北越コーポレーション株式会社」に社名を変更し、新しい未来に向けて自らを変革していくことを国内外に広く宣言し、事業活動を推進してまいりました。

当期における当社グループの連結売上高は2,758億円と過去最高を記録し、海外売上高比率は35%に達しました。国内事業においては、原燃料価格の高騰や物流経費の上昇等によるコストアップに対応するため、印刷・情報用紙等を価格改定させていただくとともに、国内印刷用紙の供給不足に対し、国内製紙メーカーとして供給責任の一端を果たすため、本年3月末に停機した新潟工場6号抄紙機を期間限定で再稼働いたしました。海外事業では、カナダのAlberta-Pacific Forest Industries Inc.が当社グループの売上や収益に大きく貢献したことに加え、今後は、中国において感熱紙事業がスタートするなど、更にグローバルな事業展開を推進しております。

当社は、長期安定的な企業価値向上に向けた成長投資を継続するために、財務健全性、資本効率性、株主還元のバランスを鑑みた資本政策を実施し、安定かつ継続的な配当を行うことを「資本政策に関する基本的な方針」としております。この方針に基づき、株主の皆様への配当につきましては、当期の期末配当金として1株につき6円を本定時株主総会に上程させていただいております。本議案が承認可決されると、中間配当金6円とあわせた年間配当金は前期と同様1株につき12円となります。

今後とも株主の皆様のご期待に応えるべく努力してまいりますので、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

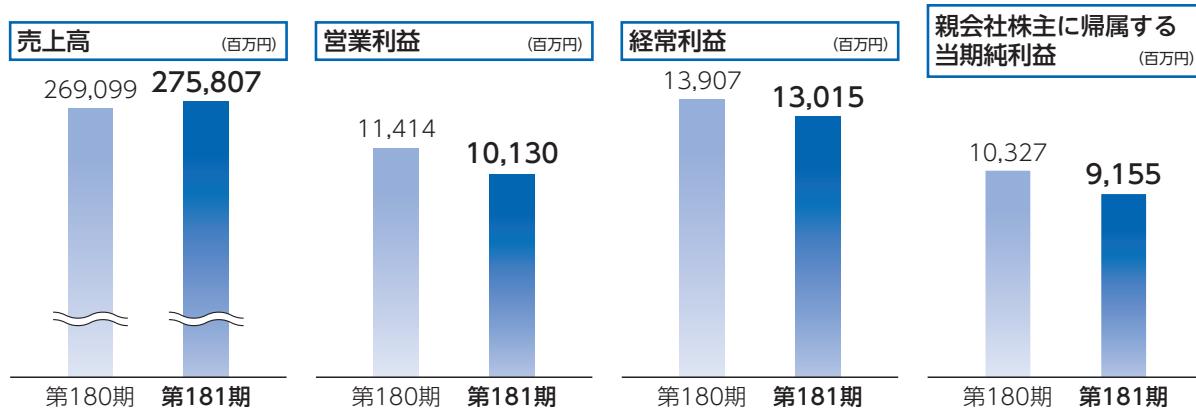
代表取締役社長CEO

岸本 哲夫

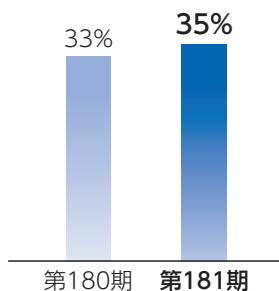
1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の業績は、輸出及び海外子会社の販売好調で増収となった一方で、原燃料価格の高騰等により減益となりました。当社グループの当期における業績は以下のとおりです。



海外売上高比率 (%)



主なセグメント別の業績は、次のとおりです。

(紙パルプ事業)

	前期 (第180期)	当期 (第181期)	差異
売上高	242,082百万円	248,253百万円	6,171百万円
営業利益	8,808百万円	7,956百万円	△852百万円

紙パルプ事業につきましては、輸出及び海外子会社の販売が好調で増収となりました。損益面においては、原燃料価格の高騰等により減益となりました。

品種別には、洋紙につきましては、広告媒体及び通販カタログの電子化により需要は減少しており、2019年1月より価格改定を実施したものの、第3四半期までの販売が振るわず前年実績を下回りました。一方、輸出につきましては、アジア諸国を中心に過去最高の販売量となりました。

白板紙につきましては、コート白ボールは菓子及びレトルト等の食品関連が底堅く推移しました。高級白板紙は高級化粧品用途は堅調でしたが、コンビニ関連の販促品及び店頭POP用途が振るわず販売は前年実績を下回りました。また特殊白板紙は洋菓子及び土産関連のパッケージ用途が堅調に推移しました。

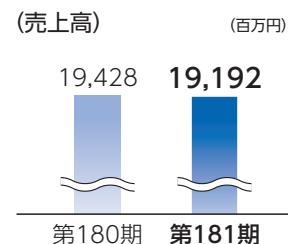
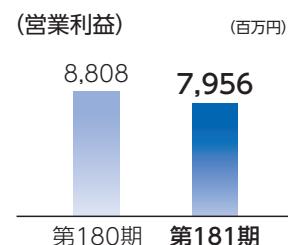
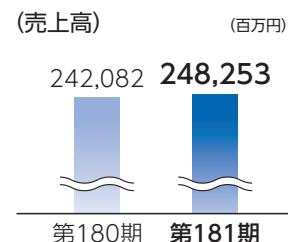
特殊紙につきましては、機能紙分野において、電子部品搬送用のチップキャリアテープ原紙は年内までは好調でしたが、年明け後中国向けを中心に荷動きは一服状態となりました。また、空気清浄用フィルター等は国内において堅調に推移しましたが、輸出にて年明け後の受注減少により前年実績を下回りました。ファンシーペーパー全般では需要減少に加えて一般紙へのグレードダウンが続いていますが、高級印刷用紙は堅調に推移しました。情報用紙では、通知用の圧着ハガキ用紙で受注の減少により前年実績を下回る販売となり、情報用紙全体では帳票用途の減少及び電子媒体への移行が続き、厳しい販売状況でした。

パルプにつきましては、パルプ市況の上昇等により、Alberta-Pacific Forest Industries Inc.の販売が好調で、前年実績を上回りました。

(パッケージング・紙加工事業)

	前期 (第180期)	当期 (第181期)	差異
売上高	19,428百万円	19,192百万円	△235百万円
営業利益	1,128百万円	841百万円	△286百万円

パッケージング・紙加工事業につきましては、一部ユーザーによる液体容器の形状変更及び情報メディア分野の電子化に伴う需要減により受注が減少し、減収減益となりました。



(その他)

	前期 (第180期)	当期 (第181期)	差異
売上高	7,589百万円	8,361百万円	772百万円
営業利益	815百万円	709百万円	△106百万円

木材事業、古紙卸業、建設業、運送・倉庫業をはじめとするその他事業につきましては、全体的に厳しい受注環境下でありましたが、木材事業の外部受注が増加したことにより増収となりました。損益面においては、主として運送・倉庫業のコストアップにより減益となりました。

(売上高) (百万円)



(営業利益) (百万円)



(2) 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の主なものは、次のとおりであり、総額16,089百万円となりました。

区分	工事名	会社名、工場名等
継続中工事 (当期において継続中の主要設備の新設、拡充)	原木クレーン更新工事	Alberta-Pacific Forest Industries Inc. (カナダ アルバータ州) (紙パルプ事業)

(3) 資金調達の状況

当期においては、第24回無担保社債100億円の償還資金を第27回無担保社債100億円の発行により調達しております。また、各種設備投資等を含め前年額を上回る投資を実施し、長期借入金を銀行より調達した結果、当期末の有利子負債の残高は、前期末比14億円増加の1,097億円となりました。

(4) 対処すべき課題

【事業環境認識】

景気は概ね安定した回復基調が底堅く推移しておりますが、国内紙パルプ産業につきましては、情報メディアの電子化による印刷・情報用紙の需要減少、物流経費や原燃料価格の高騰、社会構造の変化等の影響により、一段と厳しい事業環境になってきております。

【経営の基本方針】

当社グループは、1907年の創業以来、すべてのステークホルダーの皆さまからの信頼をもとに、紙づくりを通じて社会に貢献してまいりました。2007年の100周年以降は、川中に集中していた製紙事業から、川上の植林・パルプ事業、川下の紙加工事業、代理店販売事業に至るまで、紙パルプ産業全体をグローバルに俯瞰したバリューチェーンを主体的に構築することにより、事業構造の転換と拡大を図ることで企業価値を向上させてまいりました。

また、昨年当社は、グループ全体の事業領域を更に進化・拡大させ、よりグローバルに持続的な成長を果たすため、「グループ企業理念」と「グループ行動規範」を制定するとともに、株主の皆様のご承認を経て「北越紀州製紙株式会社」より「北越コーポレーション株式会社」へ社名を変更いたしました。

グループ企業理念

私たちは人間本位の企業として、自然との共生のもと技術を高め
最高のものづくりによって、世界の人々の豊かな暮らしに貢献します。

グループ行動規範

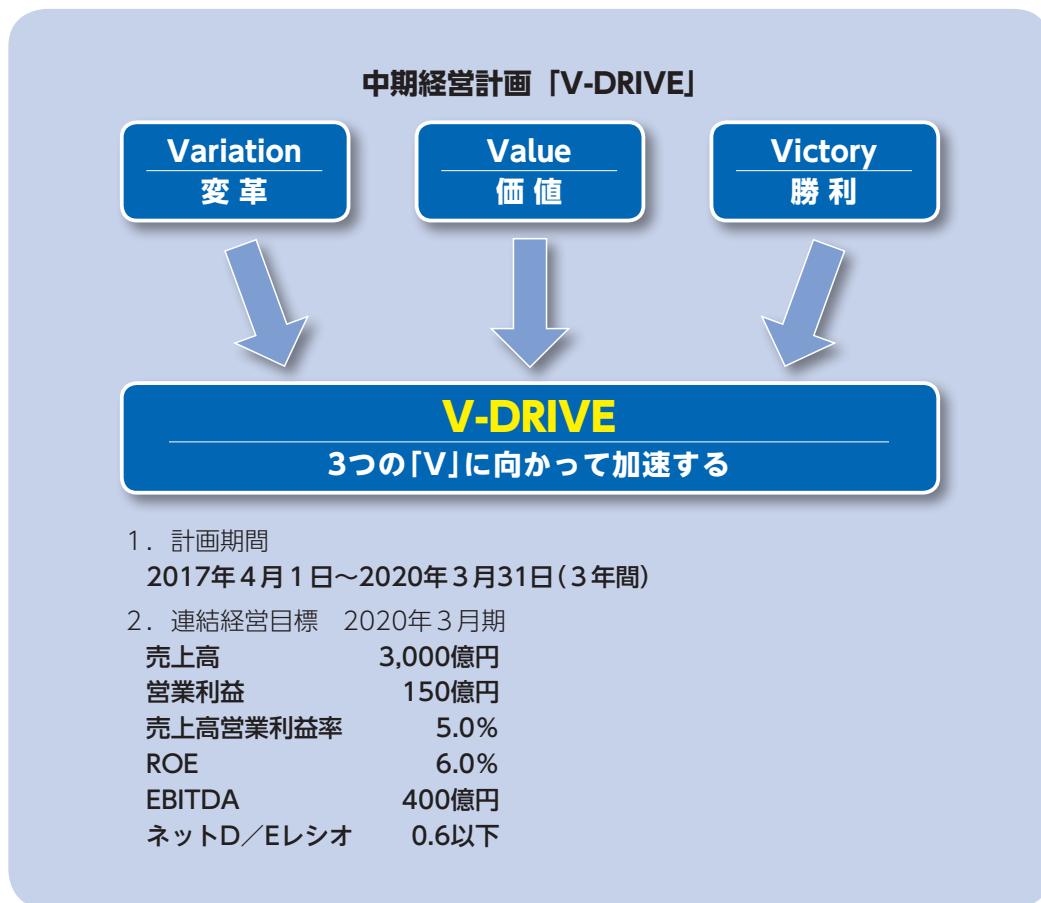
1. 私たちは、法令等を遵守し、社会規範に沿った責任ある行動をとります。
2. 私たちは、環境保全に努め、社会・地域との共生を図ります。
3. 私たちは、人権を尊重し、安全で衛生的な働きやすい職場環境の確保に努めます。
4. 私たちは、誠実かつ公正な事業活動と適切な情報開示を行います。
5. 私たちは、会社の資産及び情報を適切に管理します。



更に、北越グループとしての一体感の醸成や価値観等の共有、グローバル市場で今以上にグループ競争力を発揮できる体制を構築するため、あらたに「グループ環境憲章」、「グループ原材料調達基本方針」、「グループ情報セキュリティ基本方針」を制定いたしました。

【中長期的な会社の経営戦略】

当社グループは、2020年に連結売上高3,000億円以上、営業利益150億円等を目標とする長期経営ビジョン「Vision 2020」達成に向け、2017年4月より、新規分野の創造と事業構成の変革を進める、中期経営計画「V-DRIVE」を推進してまいりました。2019年度は、「V-DRIVE」の最終年度であり、以下の重点経営課題を達成し、更なる企業価値の拡大を目指してまいります。



【重点経営課題】**(a) 5つのコア事業の取り組み**

洋紙事業につきましては、一昨年秋より続く原燃料価格の高騰や物流経費の上昇によるコストアップ等に対応するため、昨年11月、印刷・情報用紙の価格改定を公表しました。

また、当社は縮小する国内洋紙市場に対応するため、戦略的に輸出を拡大し、マシンの稼働率を高め、最適生産体制を維持してきました。その結果、2018年の輸出数量は年間約30万tとなり、過去最高の輸出数量となりました。あわせて、国内洋紙の需給バランスの適正化を図るため、A3オンコートマシンの新潟工場6号抄紙機を本年3月末をもって停機いたしました。しかし、昨年来の自然災害や諸事情により国内印刷用紙の供給量が極端に不足している事態に対応し、国内製紙メーカーとして供給責任の一端を果たすため、本年5月及び6月の期間に限定し新潟工場6号抄紙機を再稼働いたしました。

白板紙事業につきましては、食品、医薬及び高級化粧品等のパッケージ分野が堅調に推移しており、現在は、関東工場に加え、紀州工場においても食品用途向け一次容器用の原紙の生産を行っております。

また、環境配慮の観点から、昨年10月より、主力製品のマリコートとNEW-DVの全種類を森林認証紙といたしました。来年開催される東京オリンピック・パラリンピックにおいては、森林認証紙の需要に対し確実に応えてまいります。

更に、中国の江門星輝造紙有限公司が営業開始後5年目を迎えました。中国政府の環境規制強化の中、昨年11月には、一年振りに古紙輸入ライセンスを再取得し、安定した生産を行っております。

引き続き、国内・海外白板紙事業ともに、徹底したコストダウンと高効率操業を追求してまいります。

特殊紙事業につきましては、フランスのBernard Dumas S.A.S.に続き、新たな収益基盤を確立するため、昨年、中国最大の経済都市である上海から西へ170kmに位置する浙江省長興県において、感熱紙事業を行うことを決定いたしました。

中国国内におきましては、eコマースの普及による多種多様な商品の物流が年々増加し、商品配送用に使用されるラベル用感熱紙の需要が急拡大しております。当社は、紀州工場で生産した感熱紙用原紙を浙江省の新工場に供給し、感熱紙の生産・販売を行います。今後は、商業生産開始に向け、江門星輝造紙有限公司と東拓(上海)電材有限公司で培った中国ビジネスの経験を活かし、垂直立ち上げを図ってまいります。

紙加工事業につきましては、昨年、食品・化粧品包装分野をはじめとしたラミネート事業拡大のため、8色グラビア印刷機を導入しました。

また、主力の液体容器分野におきましては、イタリアIPI S.r.l.の無菌充填包装システム「NSA-EVO」の販売を開始したほか、昨年12月の製品価格改定の公表など更なる成長にむけた基盤整備を推進してまいります。

パルプ事業につきましては、カナダのAlberta-Pacific Forest Industries Inc.が、2015年の買収以降、当社グループの連結売上高と収益に大きく貢献しており、今年度も中核事業として安定した業績が見込まれております。引き続きパルプ事業は、当社グループの第5のコア事業として更なる成長を目指します。

(b) CSR、グループガバナンスに関する取り組み

当社グループは、持続的な企業価値向上を図るため、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の内容を踏まえ、国際規格ISO26000に準拠した活動推進目標を定め、継続的かつ実効性の高いCSR活動を展開しております。

環境施策については、日本経済新聞社が毎年実施している「企業の環境経営度調査」において、CO₂排出量の削減による温暖化対策や森林保全活動などの生物多様性対応、国際的な森林認証に適合した製品対策等が評価され、紙パルプ業界では、3年連続で首位を獲得しております。また、当社グループでは、昨年より紙の輸送の一部をトラック輸送から環境負荷の少ない貨車輸送へ切り替えるなどモーダルシフトを推進してきたほか、昨年造船した国内最大級の大型チップ船は、従来船と比較し燃費性能が約15%向上するなど環境性能に優れており、チップの輸送能力向上も同時に実現いたしました。

更に、環境保全に対する考えを当社グループで共有し、推進していくために、グループ環境憲章を制定いたしました。

原材料調達においては、環境、社会、人権に配慮したCSR調達を推進するため、グループ原材料調達基本方針を制定するとともに、サプライチェーン全体で「最高のものづくり」を追求していきます。

あわせてCSR活動の実効性を高め、当社グループの経営管理レベルの向上を図るため、昨年、経営管理の要点を網羅的に記載したマネジメントブックを作成いたしました。現在、マネジメントブックに基づくチェックリストを活用し、当社グループの連結経営体制の基盤を強化しております。

(c) 研究開発の推進

当社研究所は、昨年4月から新潟県工業技術総合研究所との間においてセルロースナノファイバー(CNF)を利用した表面コーティング剤や、電磁波等を遮断する紙の開発に向けた共同研究を始めたほか、従来のインターンシップを発展させ、長岡技術科学大学と連携して紙・パルプの新しい可能性に向け研究開発を推進しております。

更に、次世代素材であるCNFと、先端素材である炭素繊維を融合させた新しい複合材料の開発を進め、オールセルロースのCNF強化材料であるバルカナイズドファイバー(VF)に炭素繊維を少量配合することで、周囲環境の変化による伸縮を抑制しつつ、加工適性及び強度を維持し、従来のVFに比べて2割ほど軽量化した複合素材を開発することに成功いたしました。すでに当社の子会社である北越東洋ファイバー株式会社で量産技術も確立しております。

今後も、当社グループは、すべてのステークホルダーの皆さまからの信頼をもとに、次世代を見据えた進化と成長を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第178期 (2016年3月期)	第179期 (2017年3月期)	第180期 (2018年3月期)	第181期(当期) (2019年3月期)
売上高 (百万円)	246,849	262,398	269,099	275,807
営業利益 (百万円)	9,236	12,900	11,414	10,130
経常利益 (百万円)	10,587	14,055	13,907	13,015
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	7,476	10,380	10,327	9,155
1株当たり当期純利益 (円)	39.69	55.09	54.68	48.44
総資産 (百万円)	363,658	362,205	366,447	368,082
純資産 (百万円)	169,529	181,034	191,977	192,861

(注) 第180期の総資産は、「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」の適用に伴い、当該会計基準等を遡って適用しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

(2019年3月31日現在)

会社名	本社所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
北越紙販売(株)	東京都千代田区	1,300百万円	100.0%	紙、板紙、加工品の販売
Alberta-Pacific Forest Industries Inc.	カナダアルバータ州	288百万カナダドル	100.0	パルプの製造・販売
江門星輝造纸有限公司	中国広東省	102百万米ドル	※100.0	白板紙の製造・販売
北越パッケージ(株)	東京都中央区	481百万円	100.0	紙加工品の製造・販売
北越物流(株)	新潟県新潟市	249百万円	100.0	運送・倉庫業
(株)北越エンジニアリング	新潟県新潟市	150百万円	100.0	建設業、機械製造・販売、営繕
北越パレット(株)	東京都中央区	405百万円	100.0	木材製品の製造・販売

- (注) 1. ※印は、子会社を通じた間接所有を含む比率です。
 2. 北越紙販売(株)は、2018年7月1日付で北越紀州販売(株)から社名変更したものであります。
 3. 北越パッケージ(株)は、2018年7月1日付でビーエフ&パッケージ(株)から社名変更したものであります。
 4. 北越パレット(株)は、2018年7月1日付で北越紀州パレット(株)から社名変更したものであります。

② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

(2019年3月31日現在)

事業名	事業内容
①紙パルプ事業	紙・パルプ製品の製造販売
②パッケージング・紙加工事業	紙器・液体容器等の製造販売、ビジネスフォーム等の各種印刷製品の製造販売、DPS（データプロセッシングサービス）事業等
③その他	木材事業、古紙卸業、建設業、運送・倉庫業等

(8) 主要な支社・営業所及び工場

① 当社

(2019年3月31日現在)

本店	新潟県長岡市西藏王三丁目5番1号
東京本社	東京都中央区日本橋本石町三丁目2番2号
支社・営業所	大阪支社（大阪府吹田市） 名古屋営業所（愛知県名古屋市） 福岡営業所（福岡県福岡市） 新潟営業所（新潟県新潟市）
工場	新潟工場（新潟県新潟市） 紀州工場（三重県南牟婁郡紀宝町） 関東工場（千葉県市川市・茨城県ひたちなか市） 長岡工場（新潟県長岡市） 大阪工場（大阪府吹田市）
研究所	（新潟県長岡市）

(注) 福岡営業所は、営業体制及び管理体制の再構築の一環として2019年3月31日付で廃止いたしました。

② 重要な子会社

前記の「(6) 重要な子会社の状況①重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

(2019年3月31日現在)

セグメント	従業員数	前期末比増減
紙パルプ事業	3,490人	21名増
パッケージング・紙加工事業	505人	4名減
その他	719人	82名減
合計	4,714人	65名減

② 当社の従業員の状況

(2019年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,615人	34名増	42歳10ヶ月	18年9ヶ月

(10) 主要な借入先の状況

(2019年3月31日現在)

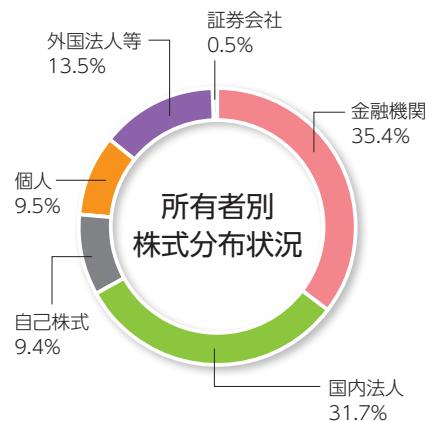
借入先	借入金残高
シンジケートローン	百万円 19,053
(株) みずほ銀行	7,533
(株) 北越銀行	7,300
(株) 第四銀行	6,300
(株) 三菱UFJ銀行	5,325
農林中央金庫	5,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する重要な事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 株式数 発行可能株式総数 500,000,000株
 発行済株式総数 189,572,034株
 (自己株式19,691,780株を除く)
- (2) 株主数 11,056名



(3) 大株主

株主名	所有株式数 千株	持株比率 %
三菱商事株式会社	36,619	19.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10,765	5.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9,822	5.18
川崎紙運輸株式会社	5,920	3.12
北越コーポレーション持株会	5,768	3.04
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,499	2.37
株式会社第四銀行	4,317	2.28
株式会社北越銀行	4,315	2.28
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,989	2.10
株式会社みずほ銀行	3,600	1.90

- (注) 1. 当社は自己株式19,691千株を所有しておりますが、大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において、当社が会社法に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、職務遂行の対価として発行した新株予約権の内容の概要

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	払込金額 (新株予約権1個当たり)	行使価額 (行使1株当たり)	行使期間
2013年新株予約権	2013年7月12日	234個 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 117,000株	179,500円	1円	2013年7月13日から2028年7月12日まで
2014年新株予約権	2014年7月11日	160個 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 80,000株	177,000円	1円	2014年7月12日から2029年7月11日まで
2015年新株予約権	2015年7月13日	124個 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 62,000株	299,500円	1円	2015年7月14日から2030年7月13日まで
2016年新株予約権	2016年7月14日	117個 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 58,500株	328,500円	1円	2016年7月15日から2031年7月14日まで
2017年新株予約権	2017年7月14日	71個 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 35,500株	371,500円	1円	2017年7月15日から2032年7月14日まで
2018年新株予約権	2018年7月13日	130個 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 65,000株	252,500円	1円	2018年7月14日から2033年7月13日まで

(2) 当事業年度の末日において当社役員が保有している当社の新株予約権等の状況

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	取締役の保有人数
2013年新株予約権	19個	普通株式 9,500株	1名
2014年新株予約権	11個	普通株式 5,500株	1名
2015年新株予約権	35個	普通株式 17,500株	2名
2016年新株予約権	50個	普通株式 25,000株	2名
2017年新株予約権	47個	普通株式 23,500株	5名
2018年新株予約権	118個	普通株式 59,000株	8名

(3) 当事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	岸本 哲夫		
常務取締役	鈴木 裕	技術開発本部長兼安全統括部、環境統括部担当	
常務取締役	川島 嘉則	特殊紙事業本部長	東拓（上海）電材有限公司 董事長
取締役	山本 光重	白板紙事業本部長兼紙加工事業本部長	
取締役	関本 修司	洋紙事業本部長兼物流企画本部長兼営業支社担当	
取締役	内山 公男	洋紙事業本部新潟工場長	
取締役	近藤 保之	経営戦略室、経理管理部、情報システム部担当	星輝投資控股有限公司CHAIRMAN
取締役	立花 滋春		江門星輝造紙有限公司 董事長
社外取締役	岩田 満泰		一般財団法人 企業活力研究所 理事長 一般財団法人 経済産業調査会 理事長
社外取締役	中瀬 一夫		
常勤監査役	堀川 淳一		
常勤監査役	真島 馨		
社外監査役	糸魚川 順		学校法人聖路加国際大学 理事長 学校法人立教女学院 理事長
社外監査役	渡邊 啓司		(株)朝日工業社 社外取締役 (株)青山財産ネットワークス 社外取締役 SBIインシュアランスグループ(株) 社外取締役 (株)うかい 社外取締役

- (注) 1. 取締役岩田満泰氏及び中瀬一夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役糸魚川順氏及び渡邊啓司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役堀川淳一氏及び真島馨氏は、当社内の経理部門の業務経験を、社外監査役糸魚川順氏は、金融機関及び大学における豊富な経験を、社外監査役渡邊啓司氏は、公認会計士として培われた豊富な経験と専門の知見をそれぞれ有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役岩田満泰氏及び中瀬一夫氏並びに監査役糸魚川順氏及び渡邊啓司氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
 5. 当社は各社外役員との間で、その任務を怠ったことにより、会社に損害を与えた場合において、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結しております。
 6. 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	担当	退任日
常務取締役	尾畑 守伸	チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼総務部、人事部、秘書室、グローバル管理室担当	2018年9月30日

尚、常務取締役尾畑守伸氏は、辞任による退任です。

7. 当事業年度終了後、以下の取締役の担当及び重要な兼職の異動がありました。

(2019年4月1日付)

地位	氏名	新	旧
常務取締役	川島 嘉則	特殊紙事業本部長兼紙加工事業本部長	特殊紙事業本部長
取締役	山本 光重	江門星輝造紙有限公司 董事長	白板紙事業本部長兼紙加工事業本部長
取締役	関本 修司	物流企画本部長	洋紙事業本部長兼物流企画本部長兼営業支社担当
取締役	近藤 保之	経営戦略室、経理管理部担当	経営戦略室、経理管理部、情報システム部担当
取締役	立花 滋春	洋紙事業本部長兼営業支社担当	江門星輝造紙有限公司 董事長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	基本報酬	賞与	ストック・オプション	合計
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	248百万円 (26百万円)	46百万円 (一百万円)	29百万円 (一百万円)	324百万円 (26百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	43百万円 (9百万円)	(一百万円) (一百万円)	(一百万円) (一百万円)	43百万円 (9百万円)
合計	15名	292百万円	46百万円	29百万円	367百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
 2. 当事業年度末現在の取締役の人数は10名(うち社外取締役2名)、監査役の人数は4名(うち社外監査役2名)であります。
 3. 取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第178回定時株主総会において年額5億4千万円以内とご承認いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、2011年6月24日開催の第173回定時株主総会において年額7千2百万円以内とご承認いただいております。
 5. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額は、0百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席率	監査役会出席率	主な活動状況
社外取締役	岩田 満泰	100% (12回/12回)	—	当事業年度開催の取締役会において、社外取締役として他の取締役から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	中瀬 一夫	100% (12回/12回)	—	当事業年度開催の取締役会において、社外取締役として、企業経営経験者としての高い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	糸魚川 順	100% (12回/12回)	100% (16回/16回)	当事業年度開催の取締役会及び監査役会において、主に金融機関及び大学における豊富な経験と企業経営経験者としての高い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	渡邊 啓司	100% (12回/12回)	93.8% (15回/16回)	当事業年度開催の取締役会及び監査役会において、公認会計士としての高い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

上記の4名は該当する事実はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 79百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 88百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の過年度の監査実績及び報酬額の推移、当事業年度の監査計画、監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行いました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
3. 当社の重要な子会社のうち、江門星輝造紙有限公司は、当社会計監査人と同一のネットワークに属しているKPMG中国の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、社債発行に関する証券会社への書簡の作成を依頼し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当したと合理的に判断されるときは、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、監査役会は会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ企業理念」及び「グループ行動規範」を制定し、当社及び当社子会社の役員・使用人に法令・定款の遵守は勿論のこと、社内規程の遵守を徹底することにより、内部統制の強化・充実に努め、法令違反行為及び定款違反行為を実効的に防止するとともに、社会の構成員としての企業人・社会人に当然求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを要請しております。

法令遵守を組織的に担保するため「グループ・コンプライアンス規程」に基づき、社長直轄の組織としてチーフ・コンプライアンス・オフィサーを設置し、コンプライアンス・オフィサー会議の中でコンプライアンス方針、制度、諸施策の立案・検討を行うとともに、部門コンプライアンス・オフィサーを通じて全社レベルでの実施、徹底を図っております。また、当社は、当社及び当社子会社の全ての使用人が、コンプライアンス上疑義ある事項について、相談する社内・社外窓口として「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、かつ、通報者が通報、連絡、相談したことを理由として、通報者に対し解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わないことを定めております。また、「グループ行動規範」に反社会的勢力等と断固として対決し、一切の関係を遮断することを定め、当社及び当社子会社の全ての役員及び使用人に周知徹底を図るとともに、総務部を担当部署として、外部専門機関と連携し情報の収集、交換、管理を行うなど、組織的な対応体制を整備しております。

当社及び当社子会社の取締役会は、法令・定款・取締役会規則に基づき、各取締役の業務執行を監督いたします。また、監査役の意見、顧問弁護士等の外部専門家の助言を得て、適正な業務の意思決定及び執行を行っております。

グループ統制管理室は「内部監査規程」に基づき、当社及び当社子会社の業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況、業務執行の手續及び内容の妥当性等につき内部監査を実施いたします。内部監査において指摘・提言した事項の改善状況についても、フォローアップ監査を行います。グループ統制管理室は、これらの監査状況を、取締役会に報告し、適宜監査役会に報告いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

総務部担当役員は「文書管理規程」を適宜見直し、適正な管理体制を構築するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び会計監査人等が、随時閲覧・謄写可能な状態に保存・管理しております。

③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社全体に及ぶリスク管理に関しては、毎月開催される経営執行会議及び半期に1回開催される連結経営・ガバナンス会議で、その管理体制を点検しております。また、現在制定されている各業務執行に付随するリスクに関する規程や、全般的な「グループ危機管理規程」に基づき、特定の危機・リスクを設定してリスクマネジメントを実践しております。

グループ統制管理室は、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施するとともに、内部監査対象部署の長は、内部監査で指摘・提言された残存リスク事項に対する改善状況についての責任を負っております。また当該部署の長の交代に際しては、新任者はグループ統制管理室から当該部署の監査結果に関する説明を受け、残存リスク事項に対する管理状況について、自ら検証を行っております。

特定の危機・リスクの発生に対し、当社及び当社子会社の事業継続を図るため、BCP（事業継続計画）を策定し、有事における人命と事業資産の保護、迅速な業務回復、利害関係者への影響の最小化、及び平時における取引先との信用確立を図っております。

④当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規程」において各業務執行取締役及び重要な使用人の職務権限を定めており、適正かつ効率的な業務の執行がなされるような体制を維持しております。

職務執行の状況については、毎月開催される定例取締役会の他に、業務執行取締役に加えて重要な使用人も出席する経営執行会議、監査役も出席する業務推進会議を各月1回開催し、会社全体の業務執行の適正性、効率性を検証し、必要の都度是正措置を取っております。

当社は、主要な当社子会社に対し、取締役又は監査役を派遣し、当該取締役は、取締役会への出席により職務執行を監督し、当該監査役は取締役会へ出席し取締役の職務執行を監査することにより、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行っております。

⑤当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ企業理念」及び「グループ行動指針」は、当社及び当社子会社全ての役員及び使用人に法令遵守を要請しております。子会社役員は当該会社の使用人に対して、その徹底を図っております。

半期に1回開催される連結経営・ガバナンス会議において、当社連結子会社各社の重要事項について検討する体制となっております。また、子会社業務のうち、重要な事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社担当部門から当社取締役及び監査役に報告され、その都度モニタリングを行っております。

当社担当部門は「関係会社管理規程」に基づき、子会社各社との密接な連絡を取っております。

当社は、信頼性のある財務報告の開示を通じ、株主をはじめとする総てのステーク・ホルダーに適正な財務情報を提供して行くことが、企業としての責任であると認識しております。この目的を達成するため、内部統制システムの継続的な改善・強化を図り、「財務報告の基本方針」に基づき、会計処理に係わる法令・会計基準を遵守しております。

⑥当子会社の取締役及び業務を執行する社員における職務の執行に係る報告体制

当社は、「関係会社管理規程」において、当子会社の経営状況（業績・予算等）をはじめ、重要事項等について報告をもとめ、必要に応じ連結経営・ガバナンス会議で報告を義務づけております。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、会社業務や法令に一定の知見を有する使用人を補助使用人といたします。

補助使用人は、補助にあたり取締役をはじめ組織上の上長等の指揮・命令は受けないものとします。また、補助使用人の異動・人事考課等については、監査役会の同意を得たうえで決定いたします。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、業務推進会議その他の重要な会議に出席し、経営上の重要事項について、適宜報告を受けられる体制としております。また、重要な会議の議事録は監査役に配付し、社長決定書等の重要な稟議決定書については監査役に回覧し、必要な監査を受けることとしております。

業務執行取締役及び使用人は、会社の業績や信用に大きな影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生するおそれがあるときは、速やかに監査役に報告することとしております。

⑨当子会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当子会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当子会社の業績や信用に大きな影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生するおそれがあるときは、当社監査役に報告いたします。

当社及び当子会社は、「グループ・コンプライアンス規程」に基づき通報者が通報、連絡、相談したことを理由として、通報者に対し解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わないものとしております。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役又は監査役会が弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求めるとき、又は調査、鑑定その他の事務を委託するときなど、監査の実施のために所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないこととなっております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに対する取組み状況

当社では、昨年新たに制定した「グループ企業理念」及び「グループ行動規範」を掲載した改定版コンプライアンスハンドブックを作成し、当社及び当社子会社の役員・使用人に配付するとともに、その内容についてコンプライアンス研修等を通じて周知・徹底を図りました。また、コンプライアンス体制の強化を図るため、コンプライアンスに関する諸規程を見直しました。更に、海外子会社に対する競争法（独占禁止法）遵守・贈収賄防止を目的としたe-learningを実施したほか、日本・EU間における個人データの移転が可能になったことから、フランスの子会社に内部通報システムを導入いたしました。

②取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み状況

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役10名で構成し、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は全12回開催し、各議案についての審議、職務執行の状況等の監督を行うなど、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。また、取締役会は職務執行の機動性を高め、かつ経営の活力を増大させるため、重要事項以外の業務執行の意思決定を経営陣に委任するとともに、その業務執行の状況を監督しております。

③損失の危険の管理に対する取組み状況

当社グループでは、半期に1回、連結経営・ガバナンス会議を開催し、グループ会社のコーポレートガバナンスにおける取組み状況、業績及び経営計画の進捗状況、リスク管理体制の確認及び重要な業務執行の状況等について経営管理体制を点検しております。

特に、当社グループでは、大規模自然災害等をはじめとしたリスクに備え、災害発生時の初動訓練を定期的実施するとともに、BCP（事業継続計画）を策定し、大規模地震が発生した場合の事業継続体制の手順等を定めております。また、昨年は新型インフルエンザ等感染症に対するBCPを整備し緊急時の業務継続体制の明確化を図りました。

④当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組み状況

当社グループでは、内部管理の主要ポイントを定めたマネジメントブック（国内・海外）を制定し、説明会や毎月のチェックリストを活用しながらグループ経営管理体制の強化を図っております。また、マネジメントブックの制定に伴い、「関係会社管理規程」の見直しを行い、グループ会社の重要な事項について当社担当部門から当社取締役及び監査役に報告される体制がより徹底されたことで、当社グループにおける業務の適正を確保しております。

グループ統制管理室は、「内部監査規程」に基づき、年間計画を策定し、当社グループにおける内部監査を実施するとともに、指摘・提言した事項の改善状況についてもフォローアップ監査を実施いたしました。また、当社監査役主催による当社グループ監査役連絡会に定期的に参加し、当社グループにおける業務の適正を確保する体制の整備・強化をすすめてまいりました。

⑤監査役監査の実効性の確保に対する取組み状況

当社監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成しております。監査役会は全16回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、取締役会に出席し、各取締役の職務執行を監査し、株主に対する受託者責任を踏まえた適切な意見を述べております。

監査役は、主要な稟議書の回付を受け、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、業務推進会議及び連結経営・ガバナンス会議等の重要会議に出席し、経営上の重要事項について適宜報告を受け、必要な場合は意見を述べております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の基本方針の内容の概要

当社は、先進の技術と従業員の強固な信頼関係をベースとして、環境負荷を低減した紙素材の提供を通して、顧客・株主・取引先・地域社会等に貢献できる会社となり、同時に企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題と認識しております。従いまして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社自身の企業価値を増大させ、株主共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。会社の支配権の移転については、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと認識しております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て却って企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なからず見受けられます。

当社の属する製紙産業は、設備の投資から回収まで長期間を要するものであり、中長期的視点での経営判断が必要とされます。当社は適宜・適切な設備投資を実施し、国際競争力を確保して参りましたが、こうした努力が当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられなくてはなりません。また、当社の競争力の源泉は設備の比較優位性だけでなく、需要家の皆様から当社製品の品質と短期間での納品をはじめとしたお客様の要請に応えるきめ細かなサービスに対して、多くの御支持を頂いていることにあります。更に、当社グループ従業員の一体感を持った、高いモチベーションや、当社とその事業がなされる地域社会との関係も重要と考えられます。これらが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上にとって不可欠であると考えております。

当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、1907年の創業以来、一貫して紙素材を社会に提供することにより、社会経済の発展と生活文化の向上に努めております。また、国際的な競争力を有し、持続的な成長を可能とすることにより企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題と捉えております。そのため、いかなる事業環境下においても持続的な成長を目指し、更に企業価値を向上させるため、2020年を目標とする長期経営ビジョン「Vision 2020」の最終ステップとして、前述（5頁「対処すべき課題」）をご参照ください。）のとおり、2017年4月より中期経営計画「V-DRIVE」をスタートさせました。ここで掲げた基本方針、経営目標を実現することにより、企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2016年5月13日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）の更新を決議し、同年6月28日開催の第178回定時株主総会において、本プランは株主の皆様のご承認をいただき、更新されました。

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の20%以上の買付等が行われる場合に、買付者等に対し、事前に意向表明書の提出や当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主に対して当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めるものです。

買付者等が、本プランに定める手続に従うことなく買付等を行う場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、買付等が本プランに定められた客観的な発動要件に該当し、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合は、当社は、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」という。）をとり、当該買付等に対抗することがあります。当社取締役会は、具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、現時点における具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しており、その場合には、当該買付者等による権利行使は認められないなどの差別的行使条件及び当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得するなどの差別的取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、対抗措置の発動、不発動または中止等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主に対して適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

本プランの有効期間は、2019年3月期に係る定時株主総会の終結時までとし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されます。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

本プランの導入（更新）時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社に係る取得の手続を取った場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(4) 上記の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社株式に対する買付等が行われた場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。従いまして、本プランは、当社の基本方針に沿うものであって、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）も完全に充足しています。

また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役もしくは社外監査役または社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。また、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。本プランの発動については、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

このように、本プランは高度の合理性を有しており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

○以上の事業報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位で記載した金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。
2. 千株単位で記載の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	150,098	流動負債	84,293
現金及び預金	15,202	支払手形及び買掛金	21,409
受取手形及び売掛金	67,708	電子記録債務	6,632
電子記録債権	6,228	短期借入金	25,655
商品及び製品	26,012	コマーシャル・ペーパー	10,500
仕掛品	2,247	リース債務	74
原材料及び貯蔵品	26,679	未払法人税等	2,531
その他	6,075	未払消費税等	449
貸倒引当金	△55	賞与引当金	2,688
固定資産	217,983	役員賞与引当金	95
有形固定資産	134,880	環境対策引当金	343
建物及び構築物	32,787	災害損失引当金	161
機械装置及び運搬具	72,001	植林引当金	125
工具、器具及び備品	1,072	設備関係支払手形	2,350
土地	22,504	その他	11,277
リース資産	271	固定負債	90,926
建設仮勘定	3,151	社債	30,000
山林	3,090	長期借入金	43,331
無形固定資産	2,907	リース債務	164
投資その他の資産	80,195	繰延税金負債	1,045
投資有価証券	73,287	環境対策引当金	766
長期貸付金	220	事業構造改善引当金	246
退職給付に係る資産	2,668	植林引当金	372
繰延税金資産	2,067	退職給付に係る負債	12,014
その他	4,379	資産除去債務	2,376
貸倒引当金	△2,427	その他	609
資産合計	368,082	負債合計	175,220
		純資産の部	
		株主資本	183,034
		資本金	42,020
		資本剰余金	45,348
		利益剰余金	105,599
		自己株式	△9,933
		その他の包括利益累計額	9,070
		その他有価証券評価差額金	8,876
		繰延ヘッジ損益	△1
		為替換算調整勘定	△388
		退職給付に係る調整累計額	583
		新株予約権	104
		非支配株主持分	651
		純資産合計	192,861
		負債純資産合計	368,082

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結損益計算書 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		275,807
売上原価		224,668
売上総利益		51,138
販売費及び一般管理費		41,008
営業利益		10,130
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,063	
持分法による投資利益	1,259	
その他	2,644	4,967
営業外費用		
支払利息	773	
その他	1,308	2,082
経常利益		13,015
特別利益		
固定資産売却益	227	
投資有価証券売却益	632	
持分変動利益	256	
事業譲渡益	87	
受取保険金	114	
その他	1	1,319
特別損失		
固定資産除売却損	1,112	
減損損失	142	
災害による損失	342	
固定資産圧縮損	34	1,631
税金等調整前当期純利益		12,703
法人税、住民税及び事業税	3,837	
法人税等調整額	△93	3,743
当期純利益		8,960
非支配株主に帰属する当期純損失		△195
親会社株主に帰属する当期純利益		9,155

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日残高	42,020	45,524	98,814	△9,976	176,383
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,267		△2,267
親会社株主に帰属する当期純利益			9,155		9,155
自己株式の処分		△2		49	46
自己株式の取得				△1	△1
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△4	△4
連結子会社の増資による持分の増減		△173			△173
持分法適用会社の連結範囲変動に伴う増減			△103		△103
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△175	6,784	42	6,651
2019年3月31日残高	42,020	45,348	105,599	△9,933	183,034

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計
2018年4月1日残高	11,360	△21	3,064	367	14,770
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の処分					
自己株式の取得					
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減					
連結子会社の増資による持分の増減					
持分法適用会社の連結範囲変動に伴う増減					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△2,484	19	△3,452	215	△5,700
連結会計年度中の変動額合計	△2,484	19	△3,452	215	△5,700
2019年3月31日残高	8,876	△1	△388	583	9,070

(単位：百万円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2018年4月1日残高	121	701	191,977
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△2,267
親会社株主に帰属する当期純利益			9,155
自己株式の処分			46
自己株式の取得			△1
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減			△4
連結子会社の増資による持分の増減			△173
持分法適用会社の連結範囲変動に伴う増減			△103
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△16	△49	△5,767
連結会計年度中の変動額合計	△16	△49	884
2019年3月31日残高	104	651	192,861

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結注記表)

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

北越紙販売(株)、Alberta-Pacific Forest Industries Inc.、江門星輝造纸有限公司、Bernard Dumas S.A.S.、北越東洋ファイバー(株)、北越パッケージ(株)、(株)北越エンジニアリング、北越物流(株)、北越パレット(株)

北越紀州販売(株)は、2018年7月1日付で北越紙販売(株)に商号変更しております。

ビーエフ&パッケージ(株)は、2018年7月1日付で北越パッケージ(株)に商号変更しております。

北越紀州パレット(株)は、2018年7月1日付で北越パレット(株)に商号変更しております。

(除外) 紀州紙精選(株)、(株)京葉資源センター (2社)

連結子会社であった紀南産業(株)及び紀州紙精選(株)は、2018年4月1日付で紀南産業(株)を存続会社として合併し、(株)北越ペーパーテック紀州に商号変更しております。

連結子会社であった(株)北越フォレスト及び(株)京葉資源センターは、2018年4月1日付で(株)北越フォレストを存続会社として合併し、(株)北越マテリアルに商号変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

大王商工(株)、Freewheel Trade and Invest 7 Pty Ltd.、HK PAPER (USA), Inc.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 4社

主要な会社の名称

大王製紙(株)、(株)ニッカン

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称

大王商工(株)、Freewheel Trade and Invest 7 Pty Ltd.、HK PAPER (USA), Inc.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金(いずれも持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Alberta-Pacific Forest Industries Inc.	12月末日
星輝投資控股有限公司	12月末日
江門星輝造紙有限公司	12月末日
Bernard Dumas S.A.S.	12月末日
東拓（上海）電材有限公司	12月末日

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・商品及び製品、原材料及び貯蔵品……………主として月別総平均法
（但し、木材を除く）
- ・仕掛品……………主として先入先出法
- ・木材……………主として個別法

② 有価証券

- ・その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却

原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

③ デリバティブ取引……………時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・建物、構築物、機械及び装置

主として定額法

- ・その他の有形固定資産

主として定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 環境対策引当金

当社カナダ子会社における融雪剤使用に伴う土壌処理支出及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出等に備えるため、処理見積額を計上しております。

⑤ 災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、その発生見込額を計上しております。

⑥ 植林引当金

当社カナダ子会社が州政府との契約に基づきパルプ原料用原木調達を目的として森林伐採するにあたり、責務として発生する植林（針葉樹）費用の見込額を計上しております。

⑦ 事業構造改善引当金

事業構造改善のための生産体制見直しの実施に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引）

・ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性のある輸入取引、資金調達に伴う金利取引及び金利通貨取引

(c) ヘッジ方針

当社グループの行うデリバティブ取引は、原則実需の範囲内で支払額を確定すること及び金利変動による損失可能性を減殺することを目的としております。

(d) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の変動率が概ね80%から125%の範囲にあることを検証しております。ただし、ヘッジ手段の内容とヘッジ対象の重要な内容が同一である場合には、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動をヘッジ手段が完全に相殺するものと考えられるため、有効性の判定を省略しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、僅少なものを除き、発生日以後20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用

IFRSを適用している在外連結子会社において、当連結会計年度の期首からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。当該会計基準の適用が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

III. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 406,319百万円

2. 保証債務

連結子会社以外の会社等の金融機関等からの借入金の債務保証を行っております。

被保証者	保証金額
富士製紙協同組合	0百万円

3. 輸出手形割引高 126百万円

4. 電子記録債権割引高 24百万円

5. 電子記録債権譲渡高 62百万円

6. 2015年3月期に発覚の不正行為に関連して発生したものが、以下のとおり含まれております。

固定資産

投資その他の資産

その他

長期未収入金 2,359百万円

貸倒引当金 △2,359百万円

V. 連結損益計算書に関する注記

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、前連結会計年度末の収益性の低下に伴う簿価切下げ額の戻し入れ額608百万円と、当連結会計年度末における簿価切下げ額861百万円が売上原価に含まれております。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	209,263	—	—	209,263

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,136百万円	6.00円	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年11月12日 取締役会	普通株式	1,137百万円	6.00円	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,137百万円	6.00円	2019年 3月31日	2019年6月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 219,000株

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、投資計画に照らして必要資金を銀行借入や社債発行にて調達しております。短期的な運転資金は銀行借入やコマーシャル・ペーパー（短期社債）にて調達しております。また、余資は預金にて運用しております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿って、リスク低減を図っております。また、外貨建営業債権に係る為替変動リスクに対しては、先物為替予約取引を一部行っております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、外貨建営業債務に係る為替変動リスクに対しては、先物為替予約取引を一部行っております。

一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引により支払利息を固定化し、一部の外貨建長期借入金の為替変動リスクに対しては、金利通貨スワップ取引により元利金を固定化しております。

なお、デリバティブ取引の実行は実需の範囲内で社内規程に従い決定し、経営戦略室にて取引を行い、経理管理部が管理して、四半期毎に経営執行会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,202	15,202	－
(2) 受取手形及び売掛金	67,708	67,708	－
(3) 電子記録債権	6,228	6,228	－
(4) 投資有価証券			
① 関連会社株式	39,788	45,402	5,613
② その他有価証券	24,033	24,033	－
資産計	152,961	158,575	5,613
(5) 支払手形及び買掛金	21,409	21,409	－
(6) 電子記録債務	6,632	6,632	－
(7) 短期借入金及びコマー シャル・ペーパー	22,294	22,294	－
(8) 社債	30,000	30,045	45
(9) 長期借入金 (*1)	57,192	57,286	93
負債計	137,528	137,667	138
デリバティブ取引 (*2)	4	4	－

- (※1) 長期借入金のうち、1年以内に返済予定のものについては、連結貸借対照表上、「短期借入金」として表示しております。
- (※2) デリバティブ取引は、債権・債務を純額で表示しており、負債となる項目について（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

満期のない預金及び満期日が1年以内の定期預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 電子記録債権

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、並びに (7) 短期借入金及びコマーシャル・ペーパー

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債

当社が発行した社債は市場価格があるため、決算日における市場価格に基づいております。

(9) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理の対象とされているものは、当該金利スワップ及び金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。また、金利通貨スワップの一体処理（特例処理・振当処理）によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記(9)参照）

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額9,465百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,016円16銭

2. 1株当たり当期純利益金額 48円44銭

(注) 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	192,861百万円
普通株式に係る純資産額	192,104百万円
普通株式の発行済株式数	209,263千株
普通株式の自己株式数	20,213千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	189,050千株

(2) 1株当たり当期純利益金額

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	9,155百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	9,155百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式の期中平均株式数	189,007千株

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X. その他の注記

1. 減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
遊休資産	新潟県新潟市他	機械装置及び運搬具他	142

(資産をグループ化した方法)

当社グループは、主に事業用資産については、事業所別かつ相互補完性のある製品群別にグルーピングし、賃貸不動産及び将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個別の資産グループとして取扱っております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

遊休資産については、将来の使用が見込まれていないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、合理的な見積りに基づき評価しております。また、売却や他の転用が困難な資産については零としております。

2. 連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権債務

連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権債務の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権債務が連結会計年度末残高から除かれております。

受取手形	889百万円
電子記録債権	733百万円
支払手形	102百万円
電子記録債務	1,607百万円
設備関係支払手形	888百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物及び構築物	488百万円
機械装置及び運搬具	5,311百万円
工具、器具及び備品	2百万円

個別計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	102,999	流動負債	66,666
現金及び預金	1,936	買掛金	12,870
受取手形	354	電子記録債務	4,584
売掛金	57,973	短期借入金	18,881
商品及び製品	16,652	コマースャル・ペーパー リース債務	10,500
仕掛品	1,870	未払金	10
原材料及び貯蔵品	15,247	未払費用	1,118
前渡金	655	未払法人税等	4,634
前払費用	398	未払消費税等	305
短期貸付金	6,641	預り金	153
その他	1,269	賞与引当金	8,810
固定資産	176,110	役員賞与引当金	1,155
有形固定資産	93,782	環境対策引当金	46
建物	22,366	災害損失引当金	65
構築物	1,996	従業員預り金	149
機械及び装置	50,132	設備関係支払手形	441
車両運搬具	16	設備関係未払金	1,978
工具、器具及び備品	437	その他	897
土地	16,120	固定負債	62
リース資産	11	社債	82,601
建設仮勘定	982	長期借入金	30,000
山林	1,718	リース債務	41,306
無形固定資産	821	退職給付引当金	1
借地権	563	環境対策引当金	7,354
ソフトウェア	153	事業構造改善引当金	25
その他	104	関係会社事業損失引当金	246
投資その他の資産	81,506	資産除去債務	1,399
投資有価証券	24,831	繰延税金負債	1,398
関係会社株式	37,860	その他	565
出資金	3	負債合計	303
関係会社出資金	656	純資産の部	149,268
長期貸付金	16,255	株主資本	124,226
長期前払費用	67	資本金	42,020
前払年金費用	1,345	資本剰余金	45,442
差入保証金	242	資本準備金	45,435
その他	268	その他資本剰余金	7
貸倒引当金	△24	利益剰余金	46,494
資産合計	279,110	利益準備金	2,260
		その他利益剰余金	44,233
		特別償却積立金	147
		固定資産圧縮積立金	1,748
		別途積立金	35,547
		繰越利益剰余金	6,791
		自己株式	△9,731
		評価・換算差額等	5,510
		その他有価証券評価差額金	5,510
		新株予約権	104
		純資産合計	129,841
		負債・純資産合計	279,110

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		177,811
売上原価		156,046
売上総利益		21,764
販売費及び一般管理費		23,856
営業損失		△2,091
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,593	
その他	2,547	6,140
営業外費用		
支払利息	422	
その他	703	1,125
経常利益		2,923
特別利益		
固定資産売却益	209	
投資有価証券売却益	537	
関係会社事業損失引当金戻入額	166	
受取保険金	15	929
特別損失		
固定資産除売却損	1,041	
減損損失	136	
災害による損失	280	
関係会社株式評価損	8,292	
その他	0	9,752
税引前当期純損失		△5,899
法人税、住民税及び事業税	35	
法人税等調整額	△124	△89
当期純損失		△5,810

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金
2018年4月1日残高	42,020	45,435	9
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純損失			
自己株式の処分			△2
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)			
事業年度中の変動額合計	-	-	△2
2019年3月31日残高	42,020	45,435	7

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		
2018年4月1日残高	2,260	52,318	△9,778	132,266
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△2,273		△2,273
当期純損失		△5,810		△5,810
自己株式の処分			49	46
自己株式の取得			△1	△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	-	△8,084	47	△8,039
2019年3月31日残高	2,260	44,233	△9,731	124,226

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
2018年4月1日残高	7,735	△7	7,728	121	140,115
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,273
当期純損失					△5,810
自己株式の処分					46
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額（純額）	△2,224	7	△2,217	△16	△2,234
事業年度中の変動額合計	△2,224	7	△2,217	△16	△10,273
2019年3月31日残高	5,510	－	5,510	104	129,841

(その他利益剰余金の内訳)

	特別償却 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
2018年4月1日残高	193	1,782	35,547	14,795	52,318
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△2,273	△2,273
当期純損失				△5,810	△5,810
特別償却積立金の取崩	△46			46	－
固定資産圧縮積立金の取崩		△34		34	－
事業年度中の変動額合計	△46	△34	－	△8,004	△8,084
2019年3月31日残高	147	1,748	35,547	6,791	44,233

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(個別注記表)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ① 商品及び製品、原材料及び貯蔵品 …………… 月別総平均法
（但し、木材を除く）
- ② 仕掛品 …………… 先入先出法
- ③ 木材 …………… 個別法

(2) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

- (3) デリバティブ取引 …………… 時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、機械及び装置

- (a) 2007年3月31日以前に取得したもの …………… 旧定額法
- (b) 2007年4月1日以降に取得したもの …………… 定額法

構築物

- (a) 2007年3月31日以前に取得したもの …………… 旧定率法
- (b) 2007年4月1日以降2012年3月31日までに取得したもの …………… 定率法（250%定率法）
- (c) 2012年4月1日以降2016年3月31日までに取得したもの …………… 定率法（200%定率法）
- (d) 2016年4月1日以降に取得したもの …………… 定額法

その他の有形固定資産

- (a) 2007年3月31日以前に取得したもの …………… 旧定率法
- (b) 2007年4月1日以降2012年3月31日までに取得したもの …………… 定率法（250%定率法）
- (c) 2012年4月1日以降に取得したもの …………… 定率法（200%定率法）

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

(5) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出等、環境対策に係る費用に備えるため、処理見積額を計上しております。

(6) 災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(7) 事業構造改善引当金

事業構造改善のための生産体制見直しの実施に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(8) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、債務超過額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引）

・ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性がある輸入取引、資金調達に伴う金利取引及び金利通貨取引

(c) ヘッジ方針

当社の行うデリバティブ取引は、原則実需の範囲内で支払額を確定すること及び金利変動による損失可能性を減殺することを目的としております。

(d) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の変動率が概ね80%から125%の範囲にあることを検証しております。

ただし、ヘッジ手段の内容とヘッジ対象の重要な内容が同一である場合には、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動をヘッジ手段が完全に相殺するものと考えられるため、有効性の判定を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

5. 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 372,905百万円

2. 保証債務

下記の会社に対して、借入金及び仕入債務の債務保証を行っております。

被保証者	保証金額
星輝投資控股有限公司	3,427百万円
江門星輝造紙有限公司	1,676百万円
計	5,103百万円

3. 輸出手形割引高 126百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	34,714百万円
関係会社に対する長期金銭債権	16,254百万円
関係会社に対する短期金銭債務	14,040百万円
関係会社に対する長期金銭債務	104百万円

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	55,655百万円
関係会社よりの仕入高	24,464百万円
関係会社よりの役務受入高	24,984百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	6,501百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	19,788	2	99	19,691

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りにより2千株増加しております。

減少の内訳は、次のとおりであります。

株式報酬型ストック・オプション行使への充当により99千株、単元未満株式の処分により0千株それぞれ減少しております。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	86百万円
賞与引当金	352百万円
退職給付引当金	2,243百万円
有価証券評価損	3,514百万円
固定資産償却超過等	626百万円
事業構造改善引当金	75百万円
土地評価差額	541百万円
退職給付信託受取配当金等	311百万円
退職給付費用	371百万円
減損損失	231百万円
資産除去債務	426百万円
関係会社事業損失引当金	426百万円
繰越欠損金	920百万円
その他	1,395百万円
繰延税金資産小計	11,524百万円
評価性引当額	△6,352百万円
繰延税金資産合計	5,171百万円

繰延税金負債

特別償却準備金	△64百万円
固定資産圧縮積立金	△830百万円
その他有価証券評価差額金	△2,239百万円
退職給付信託設定益	△276百万円
土地評価差額	△1,896百万円
その他	△428百万円
繰延税金負債合計	△5,736百万円
繰延税金資産の純額	△565百万円

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
主要株主	三菱商事(株)	東京都千代田区	204,447	総合商社	(被所有)直接19.4	—	当社製品の販売を行う代理店	紙等の販売	15,294	売掛金	3,413

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
三菱商事(株)に対する紙等の販売については、市場価格等を参考にしてその都度交渉の上、決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	北越紙販売(株)	東京都千代田区	1,300	卸売業	直接100.0	兼任3人	当社製品の販売を行う代理店	紙等の販売	52,397	売掛金	26,715
								資金の預り	15,550	預り金	2,950
								支払利息	7	未払費用	—
子会社	星輝投資控股有限公司	中国香港	百万米ドル102	中国紙製造販売会社の管理	直接93.5	兼任3人	資金の貸付借入金の債務保証増資の引受	資金の貸付	—	長期貸付金	10,545
								貸付金利息	272	流動資産その他	84
								債務保証	3,427	—	—
								保証料の受取	—	流動資産その他	—
								増資の引受	3,298	—	—
子会社	江門星輝造紙有限公司	中国広東省	百万米ドル102	紙製造販売	間接100.0	兼任3人	借入金・仕入債務の債務保証	債務保証	1,676	—	—
								保証料の受取	5	流動資産その他	1
子会社	MC北越エネルギーサービス(株)	新潟県新潟市東区	100	電熱受託製造業	直接50.5	兼任1人	当社へ電力・蒸気を供給	資金の貸付	—	長期貸付金	3,500
								貸付金利息	34	流動資産その他	—
子会社	北越パッケージ(株)	東京都中央区	481	紙加工業	直接100.0	兼任1人	当社製品の購入	資金の貸付	55,900	短期貸付金	4,200
								貸付金利息	28	流動資産その他	—
子会社	(株)北越エンジニアリング	新潟県新潟市東区	150	建設業、機械製造・販売・営繕	直接100.0	—	当社工場の設備工事、保守修繕工事請負	資金の預り	6,100	預り金	3,300
								支払利息	17	未払費用	—

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
北越紙販売(株)に対する紙等の販売については、市場価格等を参考にしてその都度交渉の上、決定しております。
江門星輝造紙有限公司に対する債務保証については、銀行からの借入金等に対して債務保証を行っており、保証料については、市場実勢等を勘案して、決定しております。
星輝投資控股有限公司、MC北越エネルギーサービス(株)、北越パッケージ(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
北越紙販売(株)及び(株)北越エンジニアリングからの資金の預りに対する利息については、市場金利を勘案して決定しております。
星輝投資控股有限公司に対する増資の引受については、第三者割当増資を引受けたものであります。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	684円37銭
2. 1株当たり当期純損失金額	30円66銭

(注) 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

貸借対照表の純資産の部の合計額	129,841百万円
普通株式に係る純資産額	129,737百万円
普通株式の発行済株式数	209,263千株
普通株式の自己株式数	19,691千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	189,572千株

(2) 1株当たり当期純利益金額

損益計算書上の当期純損失	5,810百万円
普通株式に係る当期純損失	5,810百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式の期中平均株式数	189,525千株

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

IX. その他の注記

1. 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
遊休資産	新潟県新潟市	機械装置及び運搬具他	136

(資産をグループ化した方法)

当社は、主に事業用資産については、事業所別かつ相互補完性のある製品群別にグルーピングし、賃貸不動産及び将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個別の資産グループとして取扱っております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

遊休資産については、将来の使用が見込まれていないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、合理的な見積りに基づき評価しております。また、売却や他の転用が困難な資産については零としております。

2. 期末日満期手形及び電子記録債権債務

期末日満期手形及び電子記録債権債務の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債権債務が期末残高から除かれております。

受取手形	110百万円
電子記録債権	1百万円
電子記録債務	1,238百万円
設備関係支払手形	839百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	9百万円
機械及び装置	3,443百万円
工具、器具及び備品	2百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

北越コーポレーション株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 浦	洋 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中	徹 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村	純 一 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北越コーポレーション株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北越コーポレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

北越コーポレーション株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 浦	洋 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中	徹 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村	純 一 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北越コーポレーション株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第181期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第181期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月27日

北越コーポレーション株式会社 監査役会

常勤監査役 堀川 淳 一 ㊟

常勤監査役 真島 馨 ㊟

監査役 糸魚川 順 ㊟

監査役 渡邊 啓 司 ㊟

(注) 監査役 糸魚川順及び監査役 渡邊啓司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日～翌年3月31日	公告方法	電子公告 http://www.hokuetsucorp.com/koukoku.html
剰余金の配当基準日	3月31日（中間配当 9月30日）		やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、新潟市において発行する新潟日報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載いたします。
定時株主総会	毎年6月		
単元株式数	100株		
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社		

株式に関するお問い合わせ先

証券会社等の口座に記録された株式（一般口座）	特別口座に記録された株式
お取引の証券会社等	みずほ信託銀行 証券代行部にお問い合わせください。

- 特別口座の口座管理機関
- 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社
- （郵便物送付先） 〒168-8507
東京都杉並区和泉2-8-4
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
- （電話） 0120-288-324（フリーダイヤル）

○単元未満株式【買増制度】【買取制度】のご案内

当社は、単元未満株式について【買増制度】（1単元（100株）未満の株式を所有されている株主様が、1単元にするために不足分を買い増すことができる）と、【買取制度】（1単元未満の株式を所有されている株主様の株式を当社が買取り、処分することができる）を導入しております。お手続きにつきましては、上記お問い合わせ先にご連絡ください。

○上場株式等の配当金に係る税金についてのご案内

2013年12月31日をもって上場株式等の配当等に係る軽減税率が廃止され、2014年1月1日以降に支払開始日を迎える上場株式等の配当等の税率は本則税率となります。また、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間は、復興特別所得税として基準所得税額に対して2.1%を乗じた金額が課税されます。

なお、2014年から2037年までの間の上場株式等の配当等に関する具体的な税率は、所得税・復興特別所得税15.315%、住民税5%、合計20.315%となります。

（上記税率は源泉徴収が行われる場合の税率です。なお、内国法人の場合は住民税が徴収されません。詳細につきましては、所轄の税務署等にお問い合わせください。）

本報告書は、当社㊟キンマリL52.3g/m²を使用しております